

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の趣旨

犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすためには、県民一人ひとりが自らの防犯意識を高めるとともに、人と人との絆を大切に互いに支え合い、守り合うことのできる地域社会を築くことが大切です。

このような地域社会を築くために、県民の皆さんと事業者、地域で活動する団体、行政が力を合わせて犯罪のない安全安心まちづくり^{※1}を進めることが基本にあるとして、県では、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」（平成19年3月23日高知県条例第9号、以下「条例」といいます。）を制定し、平成19年4月1日に施行しました。

高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画は、同条例第12条に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的、かつ計画的に進めるための県の行動計画になります。

計画の期間は5年間で、平成19年12月に第1次計画を策定し、それ以降は5年ごとの改定を行いながら、知事部局、教育委員会及び警察が連携をして、県民の防犯意識の向上や、子ども、女性、高齢者等の安全確保などに取り組んできたところ、令和3年度をもって、現行の第3次計画の計画期間が終了することとなりました。

これまでの取組の成果もあり、高知県内の刑法犯認知件数は、年々減少してきていますが、近年、特殊詐欺被害の拡大や情報ネットワーク普及に伴うサイバー犯罪の悪質化や巧妙化など、認知件数だけでは治安水準を図ることのできない情勢となっております。

こうした犯罪情勢や社会情勢の変化、そして、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、第3次計画を見直し、新たに計画（以下、「第4次計画」という。）を策定することとしました。

第2 県民の意見の反映

この計画は、安全安心まちづくりに関する知識を有し、また、その活動に尽力されている有識者等で構成される「高知県安全安心まちづくり検討会」と、パブリック・コメントによって県民の皆さんからのご意見などをいただいたうえで策定しました。

第3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、計画期間内でも、新たに計画に盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しをします。

※1 犯罪のない安全安心まちづくり ……条例第2条に規定する

- (1) 地域社会における県民、事業者及び地域活動団体による犯罪の防止のための自主的な活動
- (2) 県、市町村及び県民等（県民、事業者及び地域活動団体）による犯罪の防止に配慮した生活環境の整備（啓発、情報の提供等を含みます。）をいいます。

第4 数値目標（目標数値・状況確認指標）の設定

計画期間における取組の到達点を数値で明らかにした「目標数値」を設定し、取組の効果を定量的に図るとともに適切な評価及び検証につなげていきます。

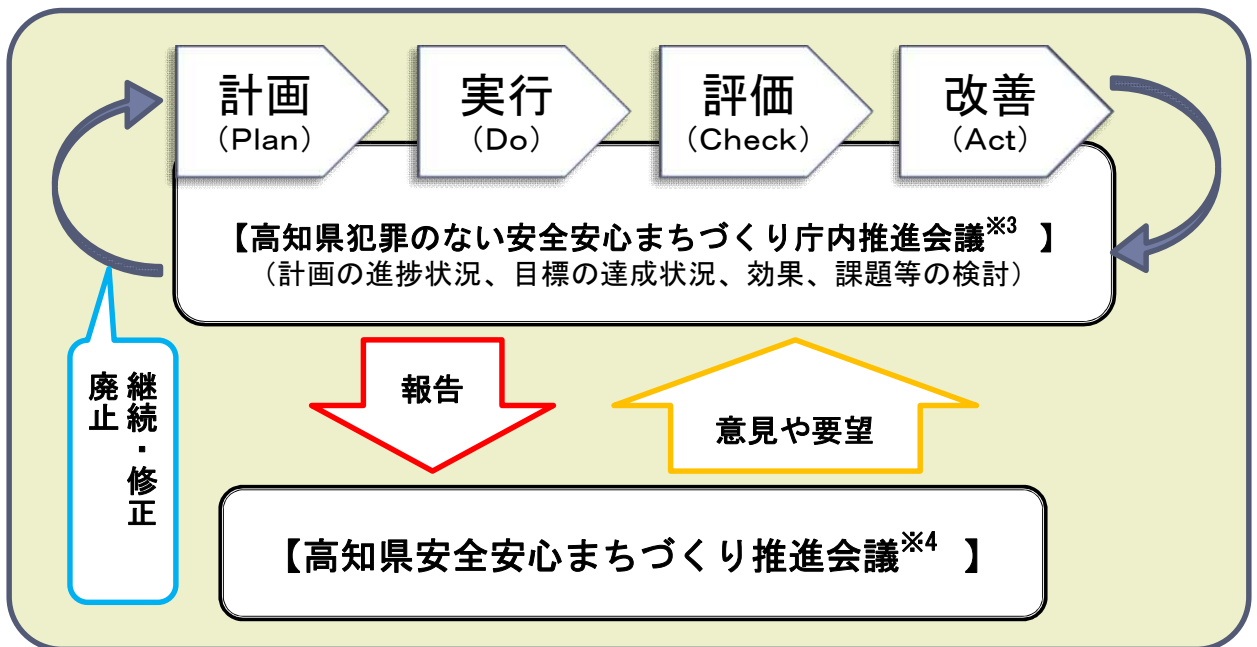
また、取組を進めるうえで、状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」を設定します。

第5 進行管理

この計画の進行は、PDCAサイクル^{※2}によって管理し、計画の目標に向けた取組を着実に進めます。

また、計画に基づく取組の実施状況、「目標数値」及び「状況確認指標」の達成状況は、毎年度取りまとめて公表します。

図1 PDCAサイクルのイメージ図



※2 PDCAサイクル…計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回のPlanに結び付けていくものです。

※3 高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議…犯罪のない安全安心まちづくりを、全庁あげて総合的かつ効果的に推進するため、県の知事部局と県教育委員会、県警察本部の関係課室で構成されている会議です。

※4 高知県安全安心まちづくり推進会議…高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例第11条に基づき、県民、事業者、地域活動団体及び行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的に設置された体制です。

第2章 計画策定の背景

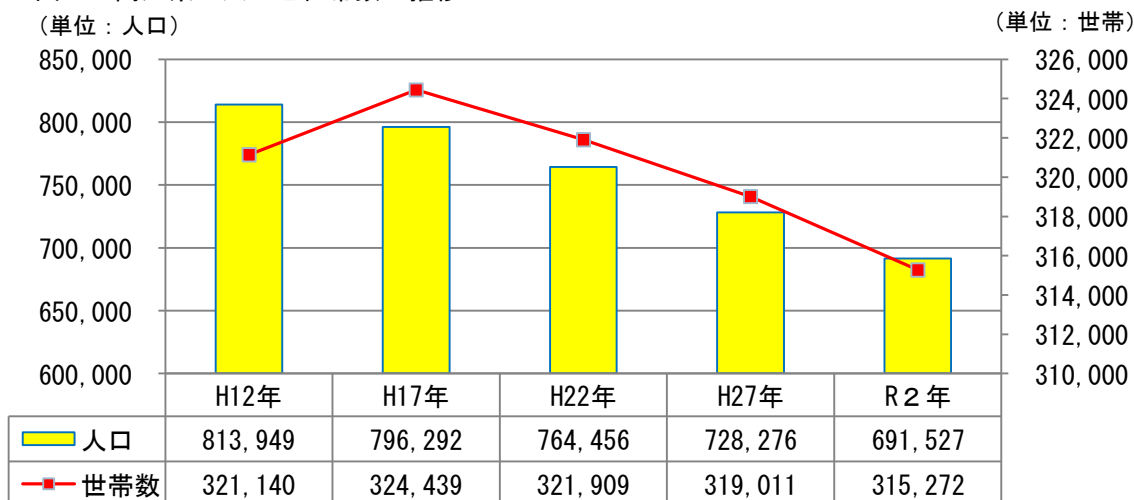
第1 高知県の現状

1 人口減少の進行

令和2年国勢調査（令和2年10月1日現在）によると、本県の人口は、平成27年調査時の728,276人より36,749人減少した691,527人です。

人口減少率は、5.0%で、この数値は、大正9年に国勢調査が開始されて以降、一番高い減少率となっています。

図2 高知県の人口と世帯数の推移



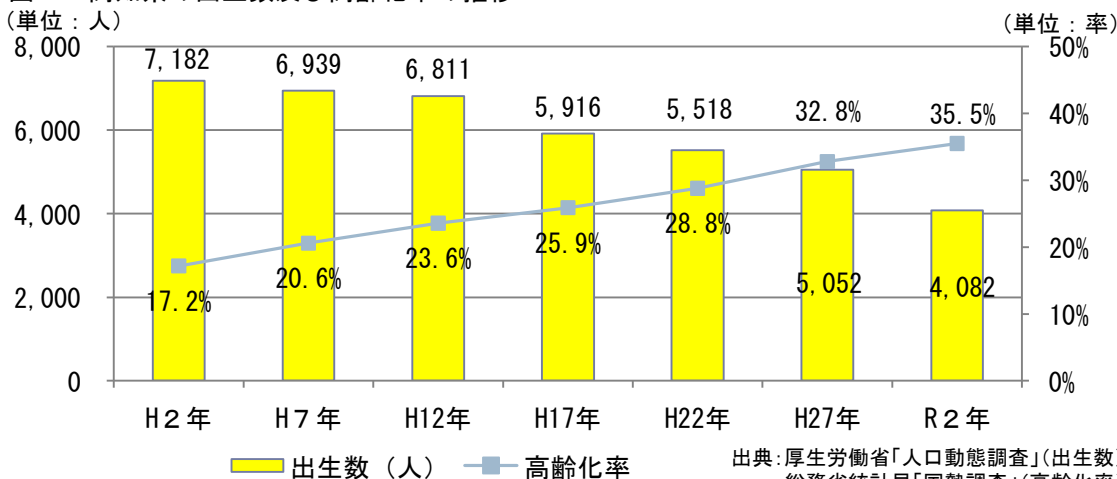
出典：総務省「国勢調査」

2 少子高齢化の進行

本県の出生数は、減少傾向が続き、令和2年は過去最低の4,082人となっています。

一方、令和2年国勢調査によると、本県の高齢化率^{※5}は、令和2年に35.5%で、平成27年の32.8%からさらに高齢化が進んでいます。また、全国平均の28.6%を大きく上回っています。

図3 高知県の出生数及び高齢化率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」(出生数)
総務省統計局「国勢調査」(高齢化率)

※5 高齢化率・・・65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。

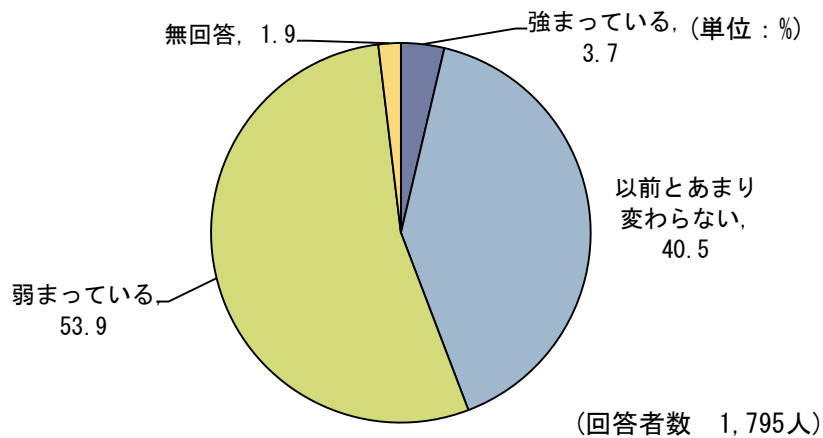
3 県民の意識調査

県では、県政に対する関心や意見などを把握し、その結果を県政運営の基礎資料とするために、毎年度「県民世論調査」を実施しています。

この調査により、地域での支え合いの力の低下など、今後の課題や県民の意識が明らかになりました。

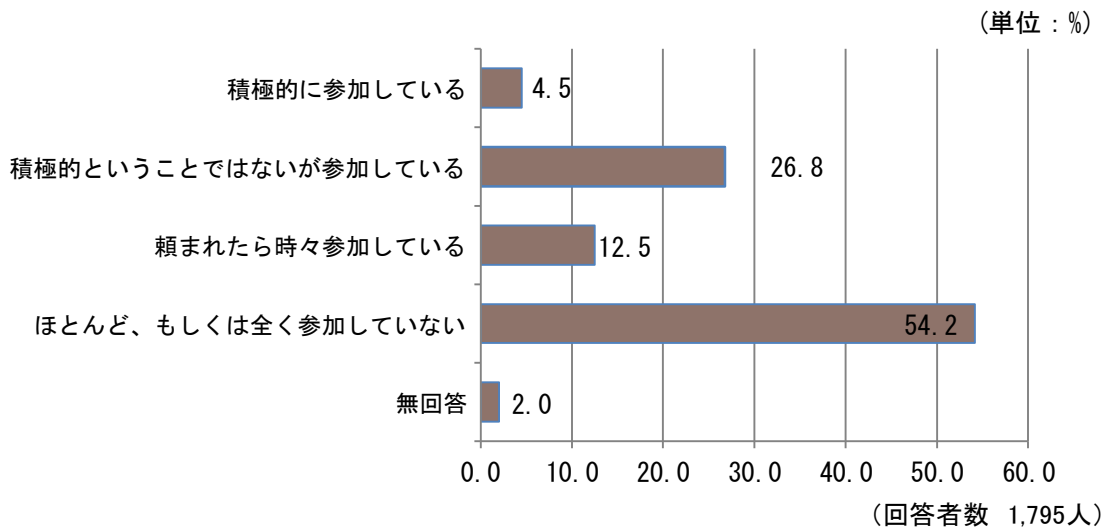
(1) 地域での支え合いの力について（令和3年度県民世論調査）

（問） 地域での支え合いの力は、以前と比べてどうなっていると感じますか？
（結果） 「弱まっている」が、53.9%、「強まっている」はわずか3.7%となっており、地域での支え合いの力が弱まっていると感じている人が多いことが分かりました。



(2) 地域活動への参加（令和3年度県民世論調査）

（問） あなたは現在、地域の活動に参加していますか？
（結果） 「ほとんど、もしくは全く参加していない」が54.2%と1位になっています。



4 暴力団を許さない社会づくり

県内の暴力団員等（構成員及び準構成員）数は、近年減少を続け、令和2年は約60人でした。

しかし、暴力団は、企業活動を装ったり公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出しています。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっているため安心して暮らせる取組が必要です。

表1 暴力団員等数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
暴力団員等	約120人	約100人	約80人	約70人	約60人

出典：高知県警察組織犯罪対策課調べ

5 新型コロナウイルス感染症拡大に便乗した悪質商法等への対策

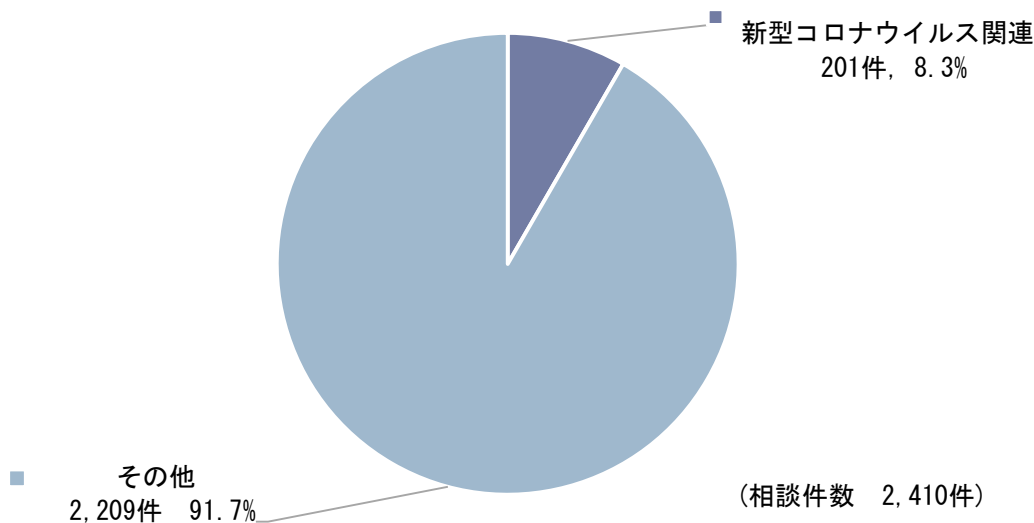
令和2年に入って、新型コロナウイルス感染症が世界規模で流行し、3密（密集、密接、密閉）の回避をはじめとする新しい生活様式の推奨など、県民の日常生活は大きく変化しました。

県内でも新型コロナウイルス感染拡大に便乗した悪質商法等の相談が多数寄せられており、県民が悪質商法や詐欺被害に遭わないための取組が必要です。

新型コロナウイルス感染症に関連する相談件数

（令和2年度高知県立消費生活センター調べ）

令和2年度に高知県立消費生活センターに寄せられた相談件数は2,410件で、そのうち新型コロナウイルス感染症に関連する相談は201件でした。マスクの品不足・高価格に関する相談や、結婚式場や旅行関係等のキャンセルに関する相談等、新型コロナウイルス感染症に関連した相談が多く寄せられました。



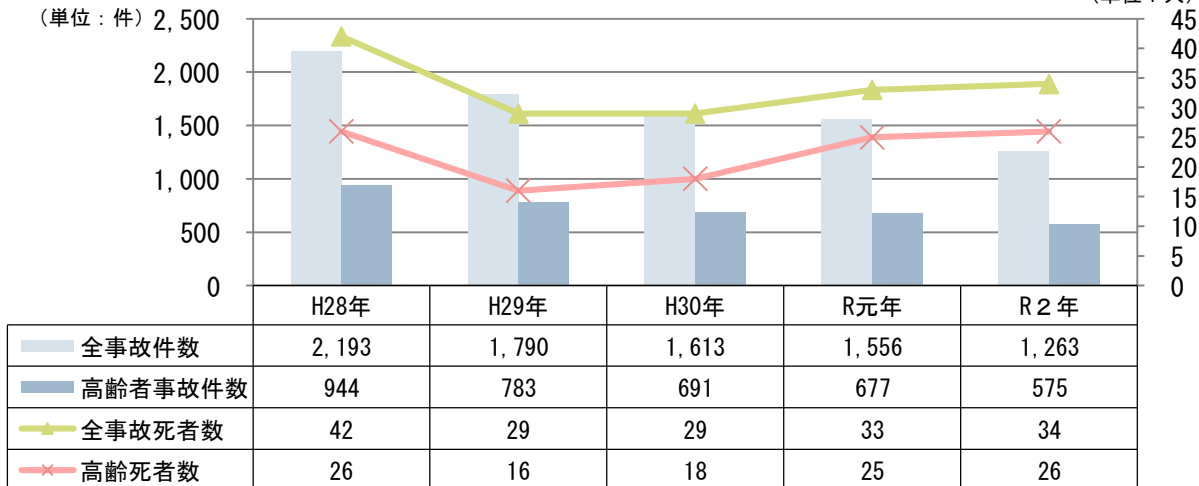
6 高齢者を交通事故から守るための取組

県内の交通事故件数は、減少傾向が続き、令和2年は1,263件でした。

しかし、交通事故による死者は30件前後で推移しており、令和2年の死者は34名となり、前年比で1件の増加となりました。また、全死者の76.5%が65歳以上の高齢者となっており、高齢者を交通事故から守るための取組が必要となっています。

従来、交通安全対策は「高知県交通安全計画」に基づいて推進されてきましたが、県民が被害に遭わずに安全で安心して暮らせる地域社会を目指す理念は共通しており、あらゆる機会を利用して、交通事故対策を呼びかけていくことが大切です。

表2 高知県の交通事故の推移



出典：高知県警察交通企画課調べ

7 南海トラフ地震等大規模災害に向けた対応

(1) 本県の取組

本県は、今後30年以内で70%~80%程度の確率で南海トラフ地震が発生するといわれています。県では、南海トラフ地震対策行動計画に基づき、ハードとソフトの両面から対策を進めています。

特に、令和4年度は、第5期計画のスタートとなるため、第4期計画の各取組を総括し、新たに明らかとなった課題については対策を強化し、全力で取り組んでいるところです。

ひとたび災害が発生すれば、災害に便乗した犯罪やデマ情報などによる二次的な被害の発生が予想されます。

そこで、災害発生が発端となって起こりうる犯罪等の被害から県民を守るため、地域活動団体等の活性化や自主防災組織^{※6}との連携の強化など、大規模災害の発生にも備えた取組を行う必要があります。

県全体世帯数	350,338	世帯
自主防災組織に加入している世帯数	340,070	世帯
自主防災組織数	2,934	組織
組織率	97.1	%

表3 自主防災組織の結成数
(令和3年4月1日現在)

出典：高知県南海トラフ地震対策課調べ

※6 自主防災組織・・・災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第5条第2項に規定する自主防災組織をいいます。

(2) 東日本大震災の発生と犯罪情勢

東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸地域が地震とこれに伴う津波により甚大な被害を受けました。

また、被災地では、災害に便乗した犯罪や原子力発電所の事故に起因した風評被害、デマ情報などが被災後に多数発生し、被災住民だけでなく、全国民に大きな混乱を生じさせました。

被災3県^{※7}における犯罪情勢は、刑法犯の認知件数そのものは減少しているものの、無人となった民家や商店を狙った侵入盗が増加したり、発生直後では、放置車両等からガソリンを抜き取る窃盗犯など、被災地特有の犯罪が発生したり、また、ガソリンスタンドでの給油をめぐるいさかいなど、様々なトラブルも発生しています。

表4 被災3県における刑法犯認知状況

(単位：件)

	H22年3月から6月	H23年3月から6月	増 減
刑 法 犯 認 知 総 数	17,185	14,088	-3,097
凶 悪 犯	100	68	-32
粗 暴 犯	654	542	-112
窃 盗 犯	12,826	11,132	-1,694
(侵 入 盗)	1,880	2,161	+281
(非 侵 入 盗)	6,858	5,428	-1,430
(乗 り 物 盗)	4,088	3,543	-545
知 能 犯	600	328	-272
風 俗 犯	134	86	-48
そ の 他	2,871	1,932	-939

出典：警察庁ホームページより



被災地で活動する本県警察官



東日本大震災で被災した山元町

※7 被災3県…平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、特に大きく被災した岩手県、宮城県、福島県の3県をいいます。

第2 第3次計画の成果と課題等

1 県内の犯罪等の情勢

(1) 刑法犯の発生状況

本県における近年の刑法犯認知件数は、毎年減少しており、過去最少を更新し続けています。

刑法犯認知件数が減少した要因としては、自治体等の各機関、自主防犯活動団体等による防犯活動への取組や、県民の防犯意識の向上によるところが大きいと考えられます。

図4 刑法犯認知件数の推移（10年間）

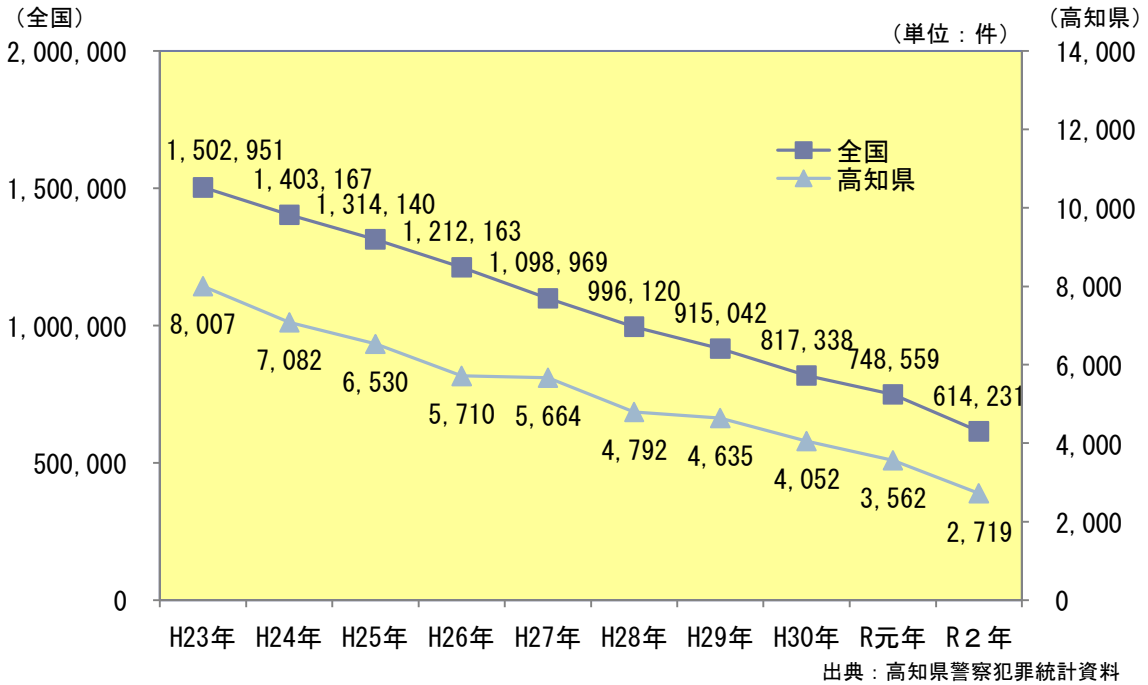


表5 罪種別件数の推移

(単位：件)

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
凶悪犯(殺人、強盗等)	21	28	11	17	19
粗暴犯(暴行、傷害、脅迫等)	194	177	190	210	191
窃盗犯	3,708	3,536	3,084	2,653	1,862
知能犯(詐欺、横領等)	167	196	151	137	146
風俗犯(強制わいせつ、賭博等)	33	20	26	38	44
その他	669	678	590	507	457

出典：高知県警察犯罪統計資料

(2) 子ども・高齢者の被害状況

子どもが被害者となっている刑法犯認知件数は、第3次計画策定時の平成28年と比較して減少しています。また、刑法犯全体に占める割合は、増減があるものの、横ばいとなっています。

高齢者が被害者となる刑法犯認知件数も、平成28年からの5年間で減少していますが、刑法犯全体に占める割合は、横ばいとなっています。

子どもや高齢者の犯罪被害防止に向け、引き続き全般的な取組を継続していく必要があります。

表6 子ども・高齢者の被害状況

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯認知件数		4,792	4,635	4,052	3,562	2,719
子ども	凶悪犯	1	5	2	3	4
	粗暴犯	34	30	18	33	37
	窃盗犯	764	866	683	616	408
	知能犯	4	4	2	2	0
	風俗犯	14	4	11	14	19
	その他の刑法犯	25	40	32	17	19
	計	842	949	748	685	487
	刑法犯に占める割合(%)	17.6%	20.5%	18.5%	19.2%	17.9%
高齢者	凶悪犯	5	5	5	4	5
	粗暴犯	22	21	24	27	27
	窃盗犯	501	505	424	353	234
	知能犯	45	31	13	16	22
	風俗犯	0	0	1	0	1
	その他の刑法犯	89	90	76	80	69
	計	662	652	543	480	358
	刑法犯に占める割合(%)	13.8%	14.1%	13.4%	13.5%	13.2%

出典：高知県警察犯罪統計資料

(3) 街頭犯罪等^{※8} の状況

県民の身近なところで発生し、不安感の高い街頭犯罪等は、刑法犯全体の認知件数と同様に減少傾向となっています。しかし、刑法犯全体に占める割合は、常に約4割近くの高い数値で推移しており、種別としては自転車盗や車上ねらいなどの発生が多いことが特徴となっています。

表7 街頭犯罪等の推移

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
刑法犯認知件数		4,792	4,635	4,052	3,562	2,719
侵入盗	空き巣	88	103	55	63	58
	忍込み	74	39	73	33	47
	居空き	9	8	20	4	15
乗り物盗	自動車盗	13	6	8	4	6
	オートバイ盗	58	69	54	49	13
	自転車盗	1,215	1,290	1,076	1,030	683
非侵入盗	ひったくり	18	6	3	2	0
	車上ねらい	359	234	262	233	114
	自動販売機ねらい	17	21	7	6	2
わいせつ	強制わいせつ	17	13	13	22	23
計		1,868	1,789	1,571	1,446	961
刑法犯に占める割合 (%)		39.0%	38.6%	38.8%	40.6%	35.3%

出典：高知県警察犯罪統計資料

※8 街頭犯罪等…県民の身近で発生して、しかも不安感の高い犯罪である

- (1) 道路や駅、駐車場、公園など公共の場所で発生する強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、ひったくり、車上ねらい、自動販売機ねらい
- (2) 家屋などに侵入して行われる空き巣、忍込み、居空きのことをいいます。

(4) 侵入盗（空き巣^{※9}・忍込み^{※10}・居空き^{※11}）の被害状況（令和2年中）

令和2年中に発生した住宅等を対象とする空き巣、忍込み及び居空きの被害は、そのほとんどが鍵のかかっていない玄関や窓から侵入されたものでした。また、無施錠以外では、窓ガラスなどを壊して侵入されたものもあります。

このため、外出時のみならず、在宅中においても確実な戸締りや、防犯性の高い住宅設備の普及を進めることが必要です。

表8 侵入盗（空き巣・忍込み・居空き）の被害状況（令和2年中）（単位：件）

		一戸建住宅	中高層住宅	その他の住宅	計
侵入盗 の種別	空き巣	43	0	15	58
	忍込み	33	1	13	47
	居空き	15	0	0	15
侵入 状況	ドア錠破り	0	0	0	0
	ガラス破り	7	0	1	8
	無締り	83	1	20	104
	施錠開け	1	0	7	8
	その他	0	0	0	0
	計	91	1	28	120

出典：高知県警察犯罪統計資料

※9 空き巣…家人等が不在の住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

※10 忍込み…夜間、家人等の就寝時に住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

※11 居空き…家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているときに住宅の屋内に侵入して、金品を窃取することをいいます。

(5) 乗り物盗・車上ねらいの被害状況（令和2年中）

令和2年中に認知した乗り物盗や車上ねらいの被害について、自動車盗は66%以上、自転車盗は70%以上、車上ねらいに至っては86%以上が鍵をかけていない時に被害に遭っています。

これらの被害は、そのほとんどが鍵をかけてさえいれば、被害を防げた可能性がありますので、県民に対して、確実に施錠をする習慣を意識づけていくような取組が必要となります。

表9 乗り物盗・車上ねらいの施錠状況（令和2年中）

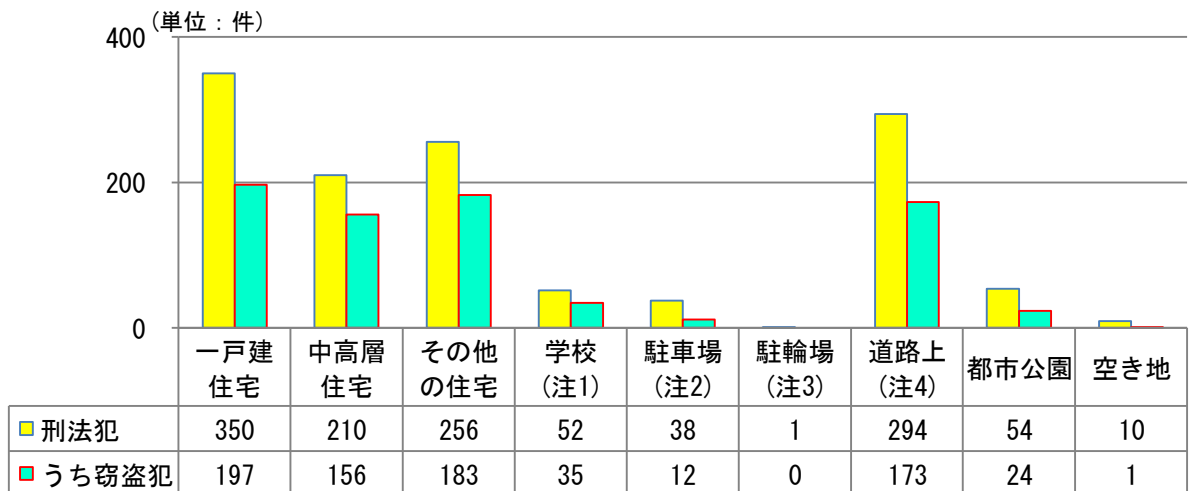
	件数	施錠あり	施錠なし	無施錠率(%)
自動車盗	6	2	4	66.7%
オートバイ盗	13	7	6	46.2%
自転車盗	683	202	481	70.4%
車上ねらい	114	15	99	86.8%
計	816	226	590	72.3%

出典：高知県警察犯罪統計資料

(6) 刑法犯の場所別被害状況（令和2年中）

令和2年中の刑法犯は、全体の14.6%が駐車(輪)場、道路、公園、空き地といった公共の場所で、全体の30.0%が住宅で発生していました。

図5 刑法犯の場所別発生状況（令和2年中）



注1…幼稚園を含む 注2…コインパーキング、月極駐車場等(住宅や商業施設等の敷地内のものを除く)

注3…住宅や商業施設等の敷地内の駐輪場は除く 注4…地下街、地下通路、高速道路は除く

出典：高知県警察犯罪統計資料

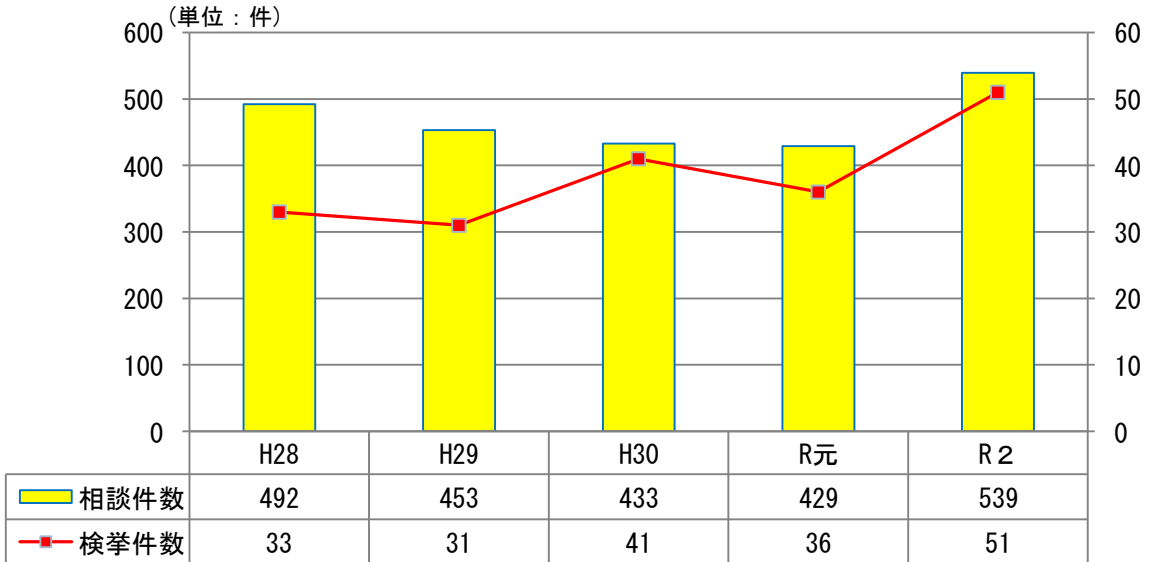
※駐輪場と駐車場の件数が、平成27年時(駐車場：刑法犯368件、駐輪場：刑法犯679件)から大きく減少していますが、これは駐車場と駐輪場の集計方法が、住宅や商業施設等の敷地内のものを除くものに変更となったことが大きな要因となっています。

(7) サイバー犯罪^{※12}の相談状況等

サイバー空間が日常生活を含む様々な活動を営む場となっている中、県内のサイバー犯罪は、平成28年以降、相談件数は500件前後、検挙件数は40件前後で推移しています。

デジタル社会の進展により、SNSや電子メールを用いてフィッシングサイトへ誘導する手口やキャッシュレス決済を悪用する手口など、サイバー犯罪の手口はますます悪質・巧妙化している状況であり、サイバー空間における被害を抑止する取組を一層強化する必要があります。

図6 サイバー犯罪の相談状況等



出典：高知県警察生活環境課調べ

※12 サイバー犯罪…高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪のことをいいます。

(8) 特殊詐欺^{※13}の被害状況

特殊詐欺の被害状況は、平成26年から平成30年にかけて、認知件数、被害総額とも概ね減少傾向でしたが、令和元年からは認知件数、被害総額とも増加し、令和2年は認知件数38件、被害総額約1億1,300万円と大きく被害状況が悪化しています。

犯罪手口は巧妙化、複雑化しており、被害金額が相当高額となる被害も未だに認められることから、今度も引き続き県民が被害に遭わないような取組を強化する必要があります。

図7 特殊詐欺被害の推移

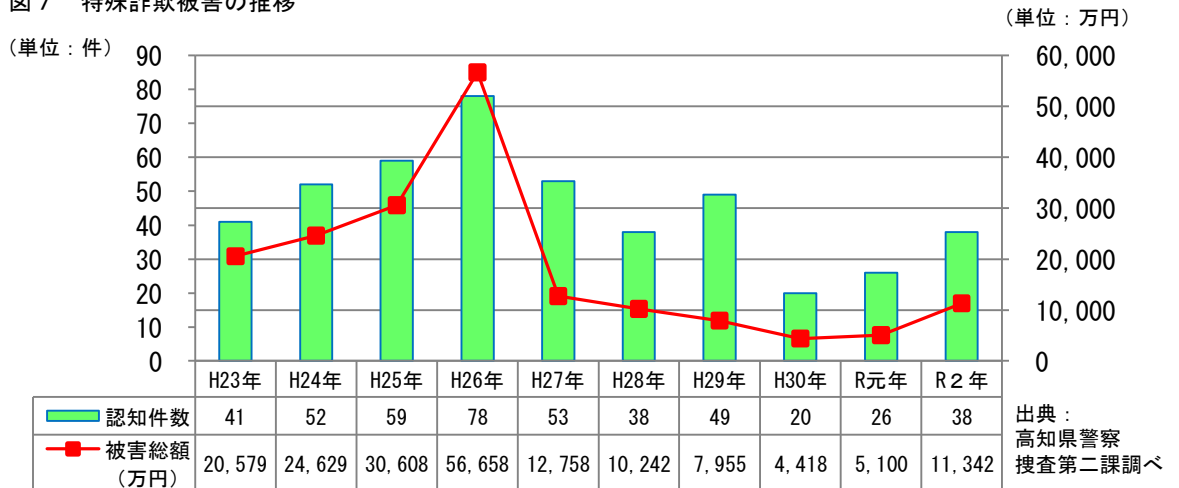
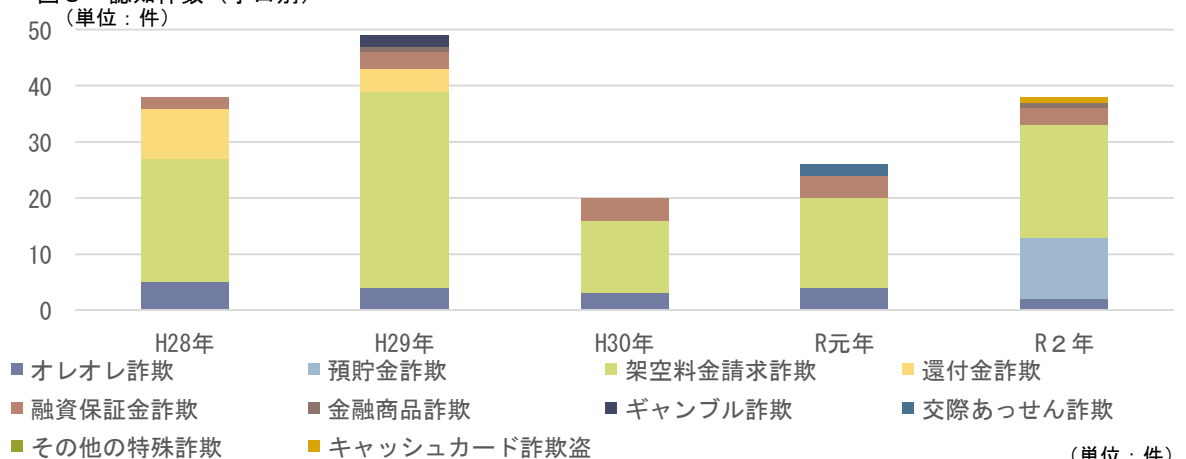


図8 認知件数(手口別)



(単位：件)

	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
オレオレ詐欺	5	4	3	4	2
預貯金詐欺	—	—	—	—	11
架空料金請求詐欺	22	35	13	16	20
還付金詐欺	9	4	0	0	0
融資保証金詐欺	2	3	4	4	3
金融商品詐欺	0	1	0	0	1
ギャンブル詐欺	0	2	0	0	0
交際あっせん詐欺	0	0	0	2	0
その他の特殊詐欺	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗	—	—	0	0	1

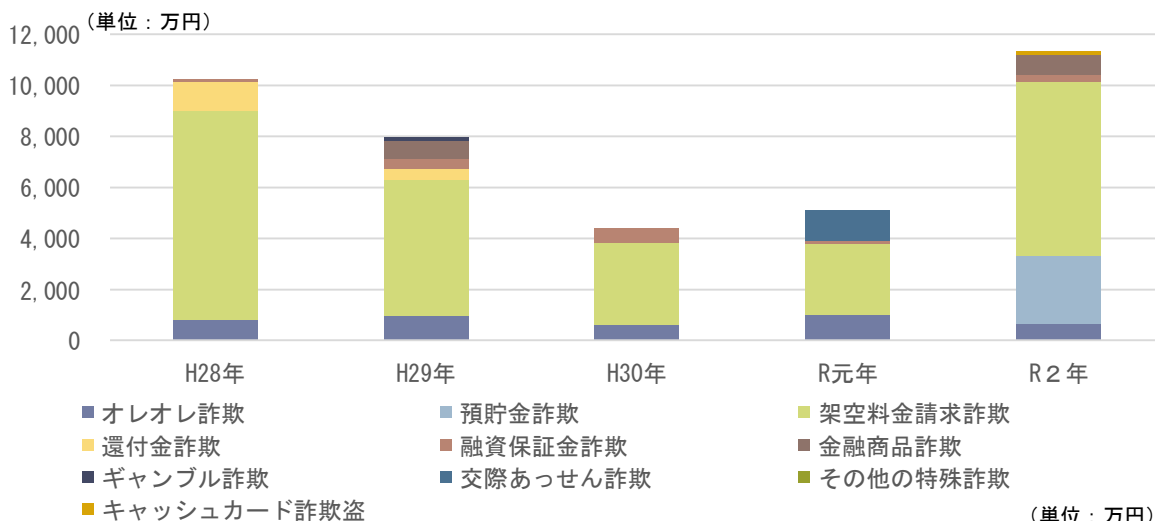
※キャッシュカード詐欺盗は、平成30年から集計

出典：高知県警察捜査第二課調べ

※預貯金詐欺は、令和2年から集計

※13 特殊詐欺・・・被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪(現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。)の総称です。

図9 被害総額（手口別）



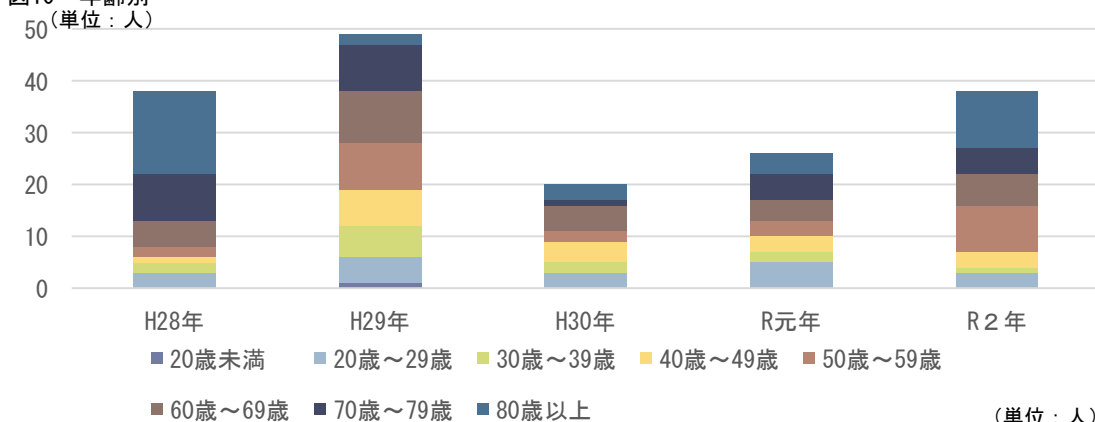
	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
オレオレ詐欺	835	993	618	988	680
預貯金詐欺	—	—	—	—	2,647
架空料金請求詐欺	8,176	5,332	3,235	2,814	6,816
還付金詐欺	1,137	394	0	0	0
融資保証金詐欺	94	399	565	123	282
金融商品詐欺	0	700	0	0	792
ギャンブル詐欺	0	137	0	0	0
交際あっせん詐欺	0	0	0	1,175	0
その他の特殊詐欺	0	0	0	0	0
キャッシュカード詐欺盗	—	—	0	0	126

※キャッシュカード詐欺盗は、平成30年から集計

出典：高知県警察捜査第二課調べ

※預貯金詐欺は、令和2年から集計

図10 年齢別



	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
20歳未満	0	1	0	0	0
20歳～29歳	3	5	3	5	3
30歳～39歳	2	6	2	2	1
40歳～49歳	1	7	4	3	3
50歳～59歳	2	9	2	3	9
60歳～69歳	5	10	5	4	6
70歳～79歳	9	9	1	5	5
80歳以上	16	2	3	4	11

出典：高知県警察捜査第二課調べ

(9) 子どもに対する声かけ事案

子どもに対する声かけ事案等は、過去5年間で「声かけ」が一番多く発生しており、特に、誘拐や性犯罪に発展しかねない「声かけ」、「つきまとい等^{※14}」、「わいせつ目的^{※15}」の3つの行為が全体の半数以上を占めています。

また、対象別では、小学生に対する発生が多い傾向にあります。

発生時間帯別では、登校時よりも下校時が多くなっており、下校時の見守り活動の重要性が認められます。

図11 声かけ事案等の発生状況の推移（5年間）

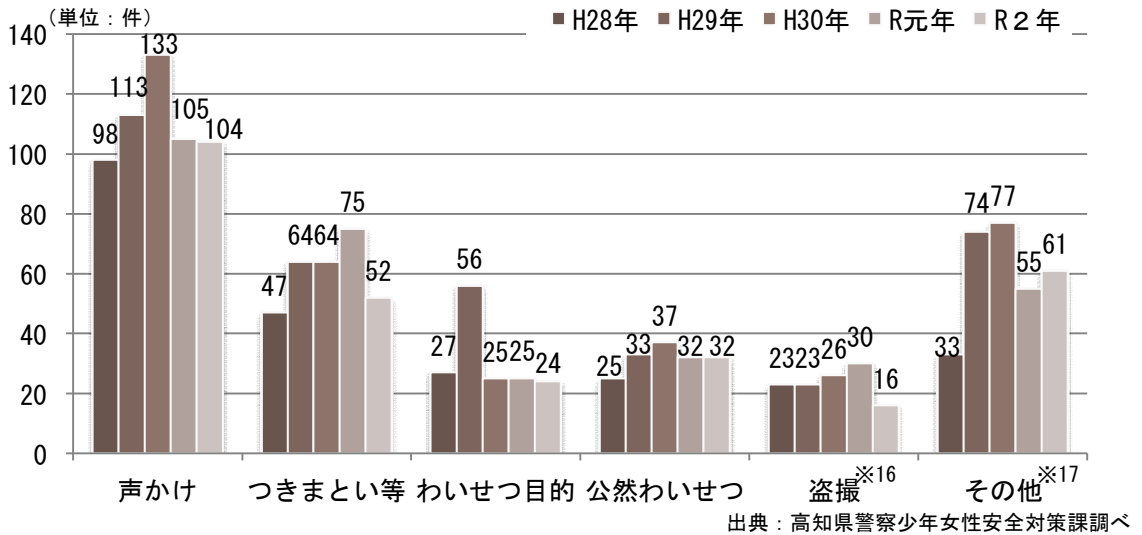
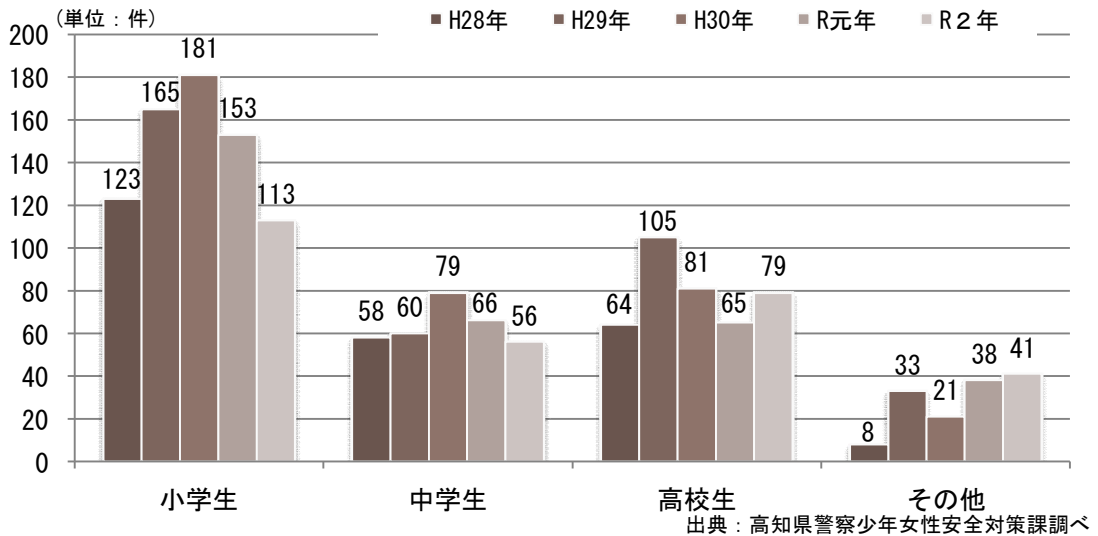


図12 対象別件数



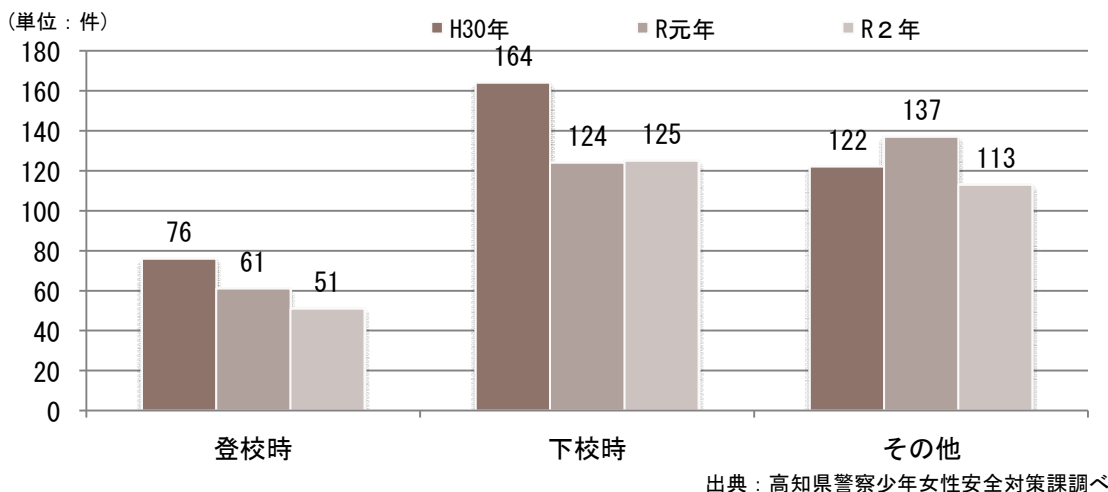
※14 つきまとい等…つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張りなどをいいます。

※15 わいせつ目的…誘い込み、卑わいな言動、のぞき見などをいいます。

※16 盗撮…「下着等の撮影」又は「通常衣服を着けない場所における盗撮」のほか、いわゆる隠し撮りと考えられる容姿撮影を含みます。

※17 その他…その他の性犯罪の前兆と見られる行為をいいます。

図13 発生時間帯別件数



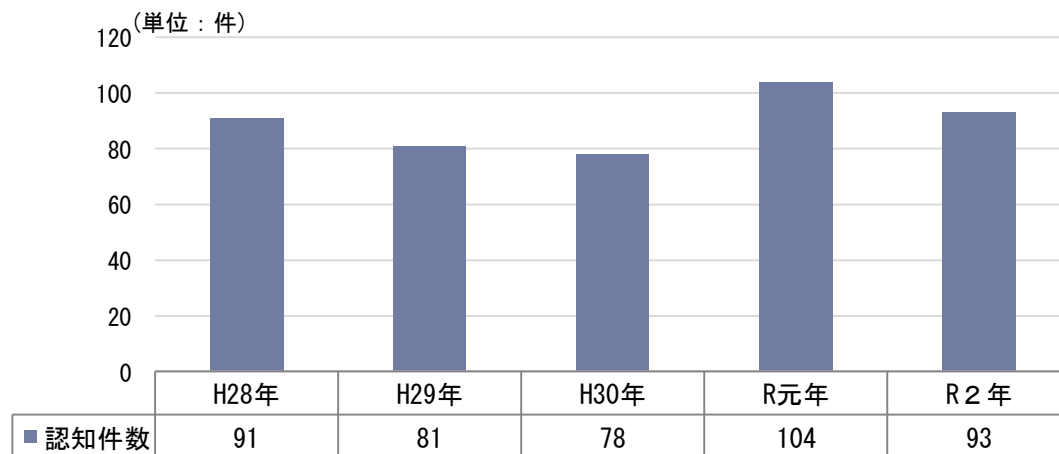
(10) ストーカー※18・DV※19・虐待事案

ア ストーカー事案の相談等状況

令和2年、県警察が認知したストーカー事案の件数は、93件でした。ストーカー事案の認知件数は、減少傾向にある刑法犯認知件数と異なり、年100件前後で推移しています。

ストーカーの特徴として、異常なほどの執着心や支配欲に基づく行動があり、なかなか歯止めがきかず、行動がエスカレートする危険性があることから、行政、関係機関及び民間支援団体等の連携による社会全体での継続的な取組が必要です。

図14 ストーカー事案の認知件数



出典：高知県警察少年女性安全対策課調べ

※18 ストーカー…特定の人(元恋人や配偶者等)に対する好意の感情、またはその好意がかなわなかったことに対する怨恨の感情によりつきまとい、まぢぶせ、押しかけや無言電話などをする人をいいます。

※19 DV…ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者(事実婚を含む。)や恋人などの親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力をいいます。

イ 配偶者等からの暴力（DV）の相談等状況

高知県女性相談支援センター※20 に寄せられるDV相談の件数は、平成28年度から30年度までは400件ほどでしたが、令和元年度は547件と増加し、令和2年度は474件となっています。また、一時保護では、DVを理由とするものが全実施数の7～9割を占めています。

DVは、被害者のみならず、DVを目撃する子どもにも大きな影響を与え、暴力の連鎖を生むと言われていることから、行政、関係機関及び民間支援団体等の連携による継続的な取組が必要です。

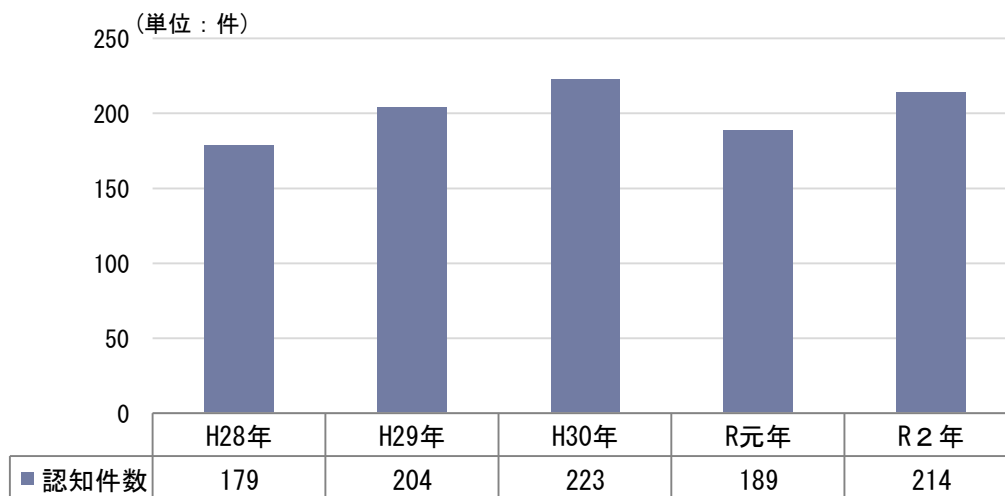
表10 DV相談の受理状況

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
相談件数 (件)	1,189	1,123	1,181	1,213	1,197
うちDVの相談 (件)	419	404	445	547	474
一時保護の人数 (人)	81	93	86	99	59
うちDVIによるもの (人)	56	74	72	91	50

出典：高知県女性相談支援センター資料

令和2年、県警察が認知したDV事案の件数は、214件でした。DV事案の認知件数は、減少傾向にある刑法犯認知件数と異なり、年200件前後で推移しています。

図15 DV事案の認知件数



出典：高知県警察少年女性安全対策課調べ

※20 高知県女性相談支援センター…「売春防止法」に基づく、売春を行うおそれのある要保護女子の保護更生、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づくDV被害者の早期発見や必要な相談、調査・指導、一時保護などを行う機関です。

ウ 児童虐待の相談・通報状況

令和2年度中に児童相談所が受けた虐待通告や相談は799件で、そのうち583件が虐待と認定されています。

虐待の種別は、心理的虐待^{※21}が355件と一番多く、次いで身体的虐待、ネグレクト（育児放棄）、性的虐待となっています。

なお、虐待者別では、両親が245件と一番多く、次いで実母、実父、実父以外の父親の順でした。

令和2年度に児童虐待と認定した件数は、令和元年度の458件より125件増加し、虐待相談件数の統計を取り始めた平成12年度以降で最多となりました。

虐待は、それを受けた児童に身体的、心理的に大きな影響を与えるものであり、生命をも奪いかねないことから、虐待をさせない取組及び通告や相談を受けてからの素早かつ確かな対応が求められます。

表11 児童虐待の発生状況

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
児童虐待相談受付件数	417件	453件	595件	697件	799件
うち虐待と認定し対応した件数	291件	326件	420件	458件	583件
虐待の種別	身体的虐待 (24.7%)	55件 (16.9%)	66件 (15.7%)	87件 (19.0%)	133件 (22.8%)
	ネグレクト (育児放棄) (34.0%)	82件 (25.2%)	78件 (18.6%)	125件 (27.3%)	88件 (15.1%)
	心理的虐待 (38.8%)	184件 (56.4%)	273件 (65.0%)	241件 (52.6%)	355件 (60.9%)
	性的虐待 (2.4%)	5件 (1.5%)	3件 (0.7%)	5件 (1.1%)	7件 (1.2%)

出典：高知県児童相談所資料

※21 心理的虐待・・・著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。例えば、言葉による暴力、一方的な恫喝、無視や拒否、否定、自尊心を踏みにじる行為などをいいます。

図16 児童虐待の相談・認定件数 (単位：件)

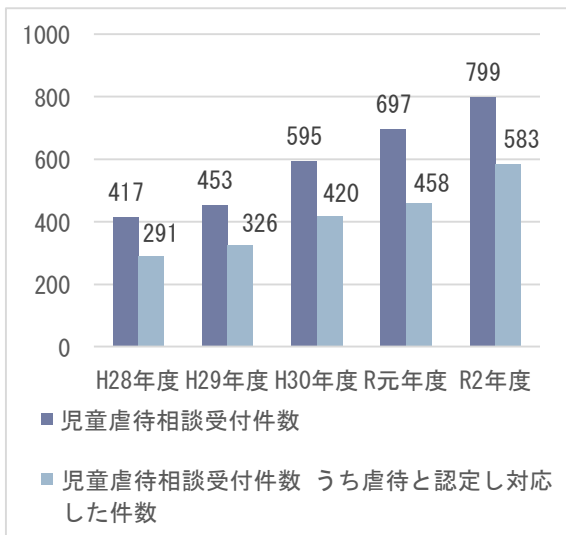


図17 虐待の種別 (R2年度)

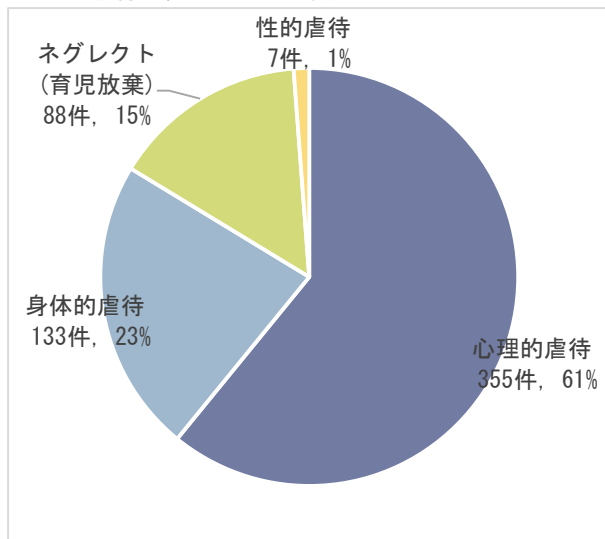


図18 被虐待児の年齢別構成割合 (R2年度)

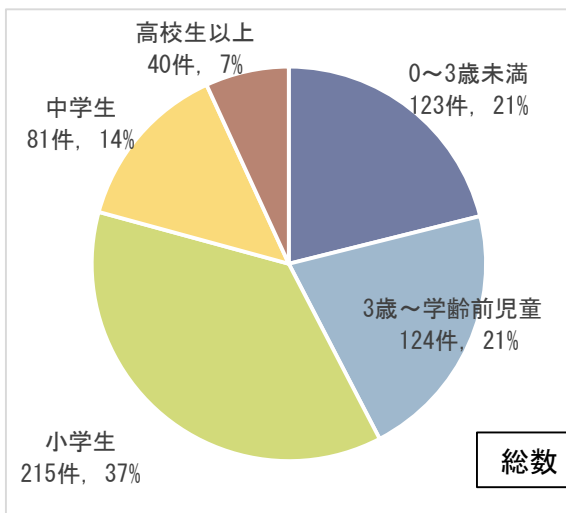
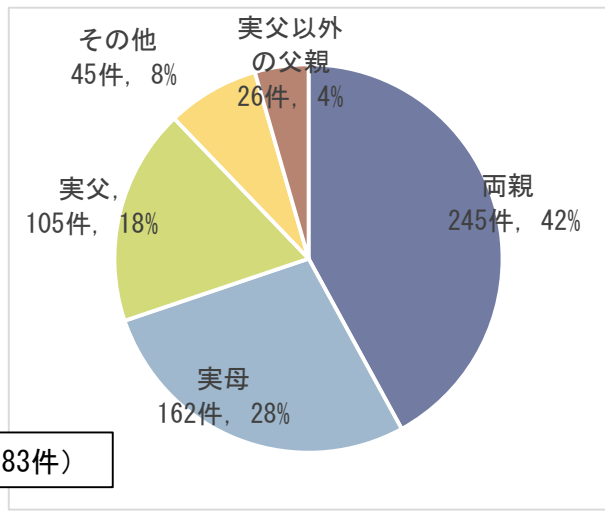


図19 主たる虐待者 (R2年度)



総数 (583件)

(注) 主たる虐待者の『その他』は、実母と内縁男性19件、養父と実母6件、祖母5件、祖父4件、継父と実母・実母と祖母・実母と交際相手・里父各2件、実父と祖父・実父と祖母・実母の内縁男性各1件

表12 被虐待児の年齢別 (単位：件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
0~3歳未満	67	80	114	92	123
3歳~学齢前児童	59	71	79	103	124
小学生	107	113	132	155	215
中学生	38	38	63	71	81
高校生以上	20	24	32	37	40

表13 主たる虐待者 (単位：件)

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
両親	99	122	135	176	245
実父	58	92	130	103	105
実母	108	88	99	125	162
実父以外の父親	6	6	16	17	26
実母以外の母親	0	0	0	2	0
その他	20	18	40	35	45

エ 高齢者虐待の相談・通報状況

令和元年度中に受けた高齢者虐待の相談や通報件数のうち、養介護施設従事者によるものは19件で、そのうち虐待事実が確認されたのは13件でした。

また、養護者によるものは、相談等の件数が235件で、前年と比べて17件増加し、虐待事実が確認されたものは97件と、前年から12件増加しています。

虐待の種別では、身体的虐待が一番多く、また養護者による虐待では、心理的虐待や身体的虐待は減少していますが、経済的虐待^{※22}、介護等放棄及び性的虐待については前年より増加しています。

これら高齢者虐待は、虐待者が被虐待者の子どもである場合が多く、また潜在的なケースも多いと考えられることから、行政、関係機関及び地域住民との連携による継続的な取組が必要となります。

表14 高齢者虐待の発生状況

(単位：件)

		養介護施設従事者等による虐待		養護者による虐待	
		R元年度	(前年度増減)	R元年度	(前年度増減)
相談・通報件数		19	-16	235	+17
虐待の事実が認められた件数		13	+1	97	+12
虐待の種別・類型 (複数回答有)	身体的虐待	28	+16	54	-5
	介護等放棄	11	+9	31	+8
	心理的虐待	5	0	36	-11
	性的虐待	2	+2	1	+1
	経済的虐待	0	-1	41	+19

出典：高知県高齢者福祉課資料

※22 経済的虐待…年金、預金等を勝手に使ったり、財産を無断で売却したりすること。日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなどの行為をいいます。

オ 障害者虐待の相談・通報・届出状況

令和元年度に県及び市町村で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待相談・通報・届出件数は10件でした。このうち、虐待の事実が認められた件数は1件でした。

また、養護者による障害者虐待の相談・通報・届出件数は26件で、虐待の事実が認められたものは4件でした。

虐待の事実が認められた件数は、平成30年度から減少しているものの、養護者による障害者虐待相談・通報件数は増加しており、障害者虐待の防止に向けて行政、関係機関及び地域住民との連携による継続的な取組が必要となります。

表15 障害者虐待の対応状況等

		障害者福祉施設従事者等による障害者虐待		養護者による障害者虐待	
		R元年度	H30年度	R元年度	H30年度
相談・通報件数		10件	24件	26件	21件
虐待の事実が認められた件数		1件	8件	4件	8件
虐待の種別・類型 (複数回答有)	身体的虐待	1人	4人	2人	1人
	性的虐待	0人	2人	1人	0人
	心理的虐待	0人	1人	0人	5人
	放棄・放置	0人	0人	0人	2人
	経済的虐待	0人	0人	1人	2人

出典：高知県障害福祉課資料

(11) 少年の非行状況

刑法犯少年^{※23}・触法少年（刑法）^{※24}の検挙・補導人員は減少傾向にあり、10年前の平成22年の1,039人と比較すると8分の1まで減少するなど、一定の改善が認められます。

また、本県の人口比（少年1,000人あたりに占める刑法犯少年・触法少年（刑法）の割合）については、全国の人口比より高い状況が続いていましたが、近年は全国水準で推移しています。

しかしながら、検挙・補導人員の内訳を見ても、本県の再非行率は依然として全国平均より高いほか、少年非行の低年齢化も危惧されている状況です。

このため、地域で活動するボランティアをはじめ、教育関係機関、警察及び県が引き続き連携して、少年非行対策に取り組む必要があります

※23 刑法犯少年…刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいいます

※24 触法少年(刑法)…14歳に満たないで刑法犯の罪に触れる行為をした少年をいいます

表16 刑法犯少年と触法少年（刑法）の推移

	H28	H29	H30	R元	R2
刑法犯少年 (人)	181	104	108	94	78
触法少年（刑法） (人)	90	47	46	61	50
合計 (人)	271	151	154	155	128
本県の再非行率 (%)	37.3	35.8	33.1	31.0	31.3
全国の再非行率 (%)	31.7	29.5	29.9	28.2	29.0
再非行率の全国順位	3位	4位	10位	12位	8位

出典：高知県警察少年女性安全対策課調べ

2 第3次計画の目標数値と状況確認指標

第3次計画では

- 重点目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体^{※25}による自主的な活動を促進する」
- 重点目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- 重点目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- 重点目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- 重点目標5 「南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

という5つの目標を掲げ、さらに可能なものについて

- ・計画の取組を数値で目標化した「目標数値」
- ・取組状況の経年変化を確認していくための「状況確認指標」

をそれぞれ設定し、取組の効果の評価や検証をすることとしています。

(1) 「目標数値」の状況

令和3年3月末現在において目標として掲げた「目標数値」の結果は、次のとおりです。

ア 「県民一人ひとりの防犯意識を高める」取組について

(令和3年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績	達成率
あんしんFメール ^{※26} 登録者数 (担当：県警察少年女性安全対策課)	14,500名	17,706名	122.1%

県民一人ひとりの防犯意識を高めるため、あんしんFメールの登録を進めてきたところ、令和3年3月末の登録者数は17,706名（達成率122.1%）で、目標を大きく上回りました。

※25 地域活動団体…自治会、老人クラブなどの高齢者団体、婦人会などの女性団体その他の地域的な共同活動を行う団体をいいます。

※26 あんしんFメール…女性や子どもに対する声かけ、つきまとい等の不審者情報や連続発生するおそれのある凶悪事件、特殊詐欺等に関する事件発生情報のほか、行方不明者情報、地域安全情報を登録者の携帯電話等のメールアドレスへ送信して提供するものです。

現在の犯罪情勢は、サイバー犯罪や特殊詐欺の被害が拡大しており、今後も防犯啓発活動を継続する必要があります。あんしんFメールは情報発信の有効な手段でしたが、情報ネットワークの普及に伴ってSNS^{※27}等を活用するなど、社会情勢に応じた情報伝達手段が必要となっています。

そのため、今後はあんしんFメールに加えて、SNS等も活用し、地域安全情報等を広く発信していきます。

イ 「県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」の取組について

(令和3年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績	達成率
防犯活動団体 ^{※28} の活動内容等の公表件数 (担当:県民生活課)	100件	56件	56.00%

県民、事業者、地域活動団体の自主的な活動を促進するため
防犯活動団体の活動内容等の公表
などの取組を実施しました。

「防犯活動団体の活動内容等の公表」では、令和3年3月末で56件(達成率56.0%)と目標の達成には至っていません。防犯活動団体の活動状況の把握が十分でないことが課題であり、今後、団体等が開催する各種会議に積極的に参加するなどして、連携を強化していくとともに、公表の必要性や重要性を広く周知していきます。

※27 SNS・・・ソーシャルネットワーキングサービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトのサービスのことで、友人や同じ趣味を持つ人間同士が集まったり、地域住民が集まったりと、利用者間のコミュニケーションを可能としています。近年では、会社や組織の広報としての利用も増加しています。

※28 防犯活動団体・・・地域活動団体のうち、通学路における児童の見守り活動など、犯罪のない安全安心まちづくりを行う団体をいいます。

ウ 「学校等^{※29}における児童等^{※30}の安全を確保する」の取組について

(令和3年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績
危機管理マニュアル^{※31}の策定率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定子ども園 (担当:①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課 ③県教委幼保支援課)	— — 100%	100.0% 100.0% 99.3%
危機管理マニュアルの改訂率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) (担当:①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課)	100.0% 100.0%	100.0% 84.2%
学校等の安全点検の実施率 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定子ども園 (担当:①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課 ③県教委幼保支援課)	100% 100% 100%	100.0% 100.0% 97.8%

学校等における児童等の安全を確保するため

- ・危機管理マニュアルの策定
- ・危機管理マニュアルの改訂
- ・学校等の安全点検

などの取組を実施しました。

「危機管理マニュアルの策定」では、公立幼稚園、公立及び私立の小学校、中学校並びに高等学校で目標の100%を達成し、保育所、私立幼稚園、認定子ども園でも99.3%と概ね達成をしました。今後は、マニュアルを設定していない保育所等に引き続き策定を要請していくとともに、「危機管理マニュアルの改訂」では、実態や想定内容に応じたマニュアルの見直しや点検を行い、強化を図っていくことが必要です。

「学校の安全点検の実施」では、公立幼稚園、公立及び私立の小学校、中学校並びに高等学校で目標の100%を達成し、また、保育所、私立幼稚園及び認定子ども園では、97.8%まで達成しました。しかし、保育所等においては、年度により安全点検を実施していない保育所等があるため、市町村を通じて実施を要請していきます。

※29 学校等…学校、児童福祉施設(認可外保育施設を含む。)、新・放課後子どもプラン推進事業(※49参照)等の用に供される施設、学習塾などをいいます。

※30 児童等…児童、生徒、乳幼児などをいいます。

※31 危機管理マニュアル…正式名称は、学校保健安全法に規定されている「危険等発生時対処要領」です。児童生徒等の安全確保を図るため、危険等発生時において、学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順が定められています。

エ 「通学路等^{※32}における児童等の安全を確保する」の取組について

(令和3年3月末現在)

取組内容	目標数値	実績
地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率（小学校のみ） (担当: 県教委学校安全対策課)	100.0%	100.0%
通学路の安全点検の実施率 ①公立小学校 ②私立小学校 (担当: ①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課)	100.0% 100.0%	100.0% 100.0%

通学路等における児童等の安全を確保するため

- ・ 地域ボランティアによる校内外の巡回等
- ・ 通学路の安全点検

などの取組を実施しました。

令和2年度は、スクールガード・リーダー^{※33}を21市町村39名に委嘱し、研修会などを通じた見守り活動実施の働きかけにより、「地域ボランティアによる校内外の巡回等の実施率」は、100%を達成しました。

しかし、スクールガードの設置やその取組内容は、学校や地域によって差が認められます。今後も引き続き、学校や地域のボランティア団体との連携の強化に努め、校内外の安全確保に関する取組の充実を図っていくことが大切です。

「通学路の安全点検」については、市町村通学路交通安全プログラムに基づき、点検を実施した結果、100%を達成しました。

子どもに対する声かけ事案は、小学生が多いという現状から、今後も学校、保護者、地域住民及び関係機関が連携して、通学路の安全点検を行うことが必要です。

※32 通学路等…児童等の通学又は通園等の用に供されている道路及び児童等が日常的に利用している公園、広場、空き地などをいいます。

※33 スクールガード・リーダー…「高知県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に基づき、各市町村から委嘱された地域学校安全指導員のことをいいます。防犯について専門的知識を有し、学校内外の巡回や学校を中心とした地域で活動する学校安全ボランティア(スクールガード)に対する助言やスクールガードによる効果的・継続的な安全体制の確保に努めています。

(2) 「状況確認指標」の状況

「状況確認指標」の進行状況は、以下のとおりです。

取組内容	平成28年3月末時点	令和3年3月末現在
設立又は活動を支援した防犯活動団体数 (担当: 県警察生活安全企画課)	29団体(累計)	53団体(累計)
若い世代による地域活動団体数 (担当: 県警察生活安全企画課)	7団体	15団体
シンボルマーク及び標語の利用団体数 (担当: 県民生活課)	42団体	45団体
地域における推進体制設置数 (担当: 県民生活課)	243団体	303団体
事業者、地域活動団体と締結した協定等数 (担当: 県民生活課)	37件(累計)	52件(累計)
高知県安全安心まちづくり推進会議構成員数 (担当: 県民生活課)	87団体、個人	96団体、個人
子どもに対する防犯教室や防犯に関する訓練の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定こども園 (担当: ①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課 ③県教委幼保支援課)	249/387校 3/18校 252/298園	228/364校 13/19校 236/275園
教職員に対する防犯に関する訓練や研修等の実施校数 ①公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ②私立小学校、中学校、高等学校(特別支援学校を含む) ③保育所、私立幼稚園、認定こども園 (担当: ①県教委学校安全対策課 ②私学・大学支援課 ③県教委幼保支援課)	105/387校 9/18校 226/298園	81/364校 2/19校 236/275園
安全マップ ^{※34} の作成校数(公立小学校のみ) (担当: 県教委学校安全対策課)	81/196校	105/190校

※34 安全マップ…地域の中で犯罪や事故の発生しやすい危険箇所(道路から見通しの悪い公園、駐車場、周囲から見通しの悪い道路、暗所、放置された空き地など)や「子供110番の家」などの緊急避難場所を自ら歩いて調査し、地図に書き込んで作成するマップをいいます。
マップの作成作業を通じて作成者が、危険予測能力や危険回避能力を身につけ、犯罪から身を守ることができるようになることを目的としています。

取組内容	平成28年3月末時点	令和3年3月末現在
高齢者を対象とする防犯教室の開催回数 (担当: 県警生活安全企画課)	630件	279件
従業員研修の中で防犯教育を行った観光事業者割合 (担当: 観光政策課)	25.0%	33.3%
県管理道路の自転車・歩行者道設置延長キロ数 (担当: 道路課)	左: 380.908km 右: 436.214km	左: 389.283km 右: 444.886km
道路照明灯 ^{※35} の設置基数 (担当: 道路課)	16,193基(累計)	16,489基(累計)
住宅の防犯に関するリーフレットの配布数 (担当: 住宅課 建築指導課 県民生活課)	【建築確認時 (県・本庁)】 共同住宅用 30件 (累計) 戸建住宅用 628件 (累計) 【長期優良住宅 認定時(県)】 戸建住宅用 218件 (累計)	【建築確認時 (県・本庁)】 共同住宅用 33件 (累計) 戸建住宅用 632件 (累計) 【認定長期優良住宅 認定時(県)】 戸建住宅用 224件 (累計)

「状況確認指標」に設定した取組は、第3次推進計画の設定時である平成28年3月末時点と比べ、実施数等は全体的に増加しました。

特に、「地域における推進体制設置数」、「事業者、地域活動団体と締結した協定等数」及び「高知県安全安心まちづくり構成員数」は増加しており、安全安心のネットワーク（地域の見守り活動）の強化につながりました。また、「設立又は活動を支援した防犯活動団体数」及び「若い世代による地域活動団体数」も増加しており、団体等の自主的な活動が促進されました。

その一方で、防犯教室や防犯に関する訓練については、令和元年から全世界において感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度中の実施数は減少しています。しかしながら、そういった中でも、子どもの安全の確保に直接つながっていく、子ども対象の防犯教室や防犯に関する訓練に関しては、平成28年3月末時点と同様に、学校等（公立小中高等学校、私立小中高等学校、保育所、私立幼稚園及び認定こども園）の全てにおいて、実施率は70%以上を確保しています。

犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する取組に関しては、建築確認時における防犯に関するリーフレットの配布を継続的に行い、防犯指針の周知等を図りました。

※35 道路照明灯・・・道路交通の安全・円滑な利用を図ることを目的に、道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が交差点や横断歩道などに設置する交通安全施設の一つです。

第3 第4次計画における重要な取組

現行の第3次計画では、5つの重点目標を定め、これに基づいて様々な取組を行ってきました。その結果もあり、本県における近年の刑法犯認知件数は、平成19年を境に毎年減少し、平成22年以降は、毎年過去最少を更新し続けています。

一方で、本県でも被害が拡大している特殊詐欺については、高齢者だけでなく若年者まで被害が広がっていますし、情報ネットワークの普及に伴いサイバー空間における犯罪は悪質化、巧妙化の一途をたどっており、認知件数だけでは図ることのできない、多くの課題も残っています。また、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人が多いことや、高齢化率の更なる上昇もあり、地域活動団体や地域コミュニティの弱体化も危惧されています。

こうした現状も踏まえ、県民の皆様が安全安心を実感できるまちづくりを推進するため、第4次計画では、第3次計画の基本的な枠組みを継承し、引き続き次の5つの重点目標を定め、本県の現状や課題に対応した取組を実施していきます。

1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する（重点目標1）

安全安心な地域社会を築くためには、地域の皆さん全てが顔見知りとなり、共に支え合い、守り合う力を再生・強化して、「地域の安全は、地域で守る」という意識を醸成させることが大切です。

現行の第3次計画では、県民の防犯意識を高め、県民等の自主的な活動を促進するため、安全安心まちづくりに関するイベント「安全安心まちづくりひろば」の開催、推進会議の開催、ポスターの募集、功労団体等の表彰、ラジオ放送による広報及び広報紙や会報の配布等の活動に取り組んできました。

世論調査によると、「地域での支え合いの力が弱まっている」と回答した人は、全体の55.4%となっており半数以上を占めています。また、地域の活動に関しては、「ほとんど、もしくは、全く参加していない」と回答した人が、全体の44.4%となっています。本県は、少子高齢化が進行していることから、安全で安心な高知県を維持し、向上させていくためには、県民の自主防犯意識の醸成や、ボランティア活動参加者の高齢化や後継者不足といった課題に取り組んでいくことが不可欠です。

また、刑法犯の多くを占める窃盗犯のうち、乗り物盗や住宅を対象とした空き巣や忍込み等の多くは、鍵をかけていない乗り物が盗まれたり、鍵がかかっていない玄関や窓から侵入されたりしており、これまでと同様に鍵かけを啓発していくことも課題です。

第4次計画では、第3次計画の結果から、防犯活動団体の活動状況の把握が十分ではなかったことを踏まえて、地域活動団体との連携の強化を推進するとともに、その活動の活性化を図り、防犯活動におけるリーダーの養成、ボランティア活動参加者の増加に取り組んでいくことが必要です。

また、県民一人ひとりが自主防犯に関心を持ち、自主的な防犯活動が促進されるように、引き続き、鍵かけの励行や見守り活動等の広報啓発、情報提供などに取り組んでいくことも必要です。

2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める（重点目標2）

犯罪のない安全で安心な高知県を実現するためには、県など行政の力だけでは困難であり、県民、事業者及び地域活動団体が行政と手を取り、安全で安心なまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

第3次計画では、行政と県民、事業者及び地域活動団体との連携を深めるため、安全安心まちづくり推進会議の開催や安全安心まちづくりニュース等の広報紙や会報の配布等に取り組み、その成果により、平成20年1月に設立した高知県安全安心まちづくり推進会議は、当初33団体・個人であった構成員が、令和2年度末時点で、96団体・個人まで増加しました。

また、事業者や地域活動団体への支援や働きかけ等により、事業者・地域活動団体と締結した協定等（地域見守り活動、安全安心まちづくり等）の数が、平成27年度末時点の37件から、令和2年末時点では52件まで増加しました。

中山間地域における連携や支え合いの仕組みである集落活動センターは、令和2年度末時点で32市町村62地区で設立され、地域における安全安心につながる仕組みが広がりつつあります。

一方で、本県でも被害が拡大している特殊詐欺は、社会情勢に応じて手口が多様化・巧妙化しており、高齢者だけでなく若年者にも被害が広がっています。

また、デジタル社会の進展に伴って、サイバー犯罪の手口も悪質化・巧妙化しており、官公庁を標的とした爆破予告事件のほか、金融機関を装ったSNSや電子メールを用いて個人のIDやパスワードを盗みとるなど、県民の身近な脅威となっています。

更に、反社会勢力である暴力団は、一般的な企業活動を装ったり、公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出するなど、県民生活に巧みに入り込んできており、これまでと同様に社会の脅威となっています。

これらのことから、第4次計画では、県民運動として取り組むための仕組みづくりや日常生活の場におけるネットワークづくりにより、県民及び事業者等の連携が促進されるよう、引き続き広報啓発や地域における推進体制の活動支援などに取り組むことが必要です。

また、特殊詐欺やサイバー空間の脅威から県民を守るためには、行政が事業者や地域活動団体等と連携し、心に響く、工夫を凝らした広報啓発を推進し、日々多様化し、巧妙化する手口を広く県民に周知し、防犯意識を高めていくことが必要です。

暴力団については、暴力団を許さない社会づくりを引き続き推進するため、県民、事業者、団体及び行政が連携して取り組んでいくことが必要です。

3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する（重点目標3）

高齢者、障害者、女性、子ども等を犯罪から守るためには、県民、事業者、地域活動団体及び行政が一体となって取り組んでいくことが重要です。

第3次計画では、広報啓発活動、各施設等における防犯講習会、県内の全市町村における通学路安全プログラムの策定、地域活動団体による安全パトロール等により、子ども等の安全を確保する取組が進みました。

また、放課後児童クラブ^{※36}や民生委員・児童委員^{※37}への支援、各種研修会の実施、学校警察連絡制度の運用により、子ども達の危機回避能力の向上や親子の絆に関する意識の向上が図れ、子ども達を健やかに育てる取組が進みました。

高齢者に関しては、防犯教室・出前講座・訪問活動の実施を、女性に関しては、女性を対象としたDV対策の各種講演会の実施や広報啓発活動の実施を、そして障害者に関しては、その特性に応じた情報提供等を行うことにより、それぞれの安全確保につなげました。

しかしながら、近年、県内の刑法犯認知件数が減少する中、誘拐や性犯罪等、凶悪犯罪に発展するおそれのある声かけやつきまとい等の不審者情報の認知件数は、300件前後と高水準で推移しているとともに、潜在性が高いと言われる高齢者、障害者及び児童の虐待事案の認知・通報件数は、増加傾向にあります。また、ストーカー事案は認知件数100件前後で横ばい状態にあるほか、DV事案は200件前後で推移を続けています。

さらに、高齢化率が高い本県は、高齢者の交通事故も喫緊の課題となっており、令和2年中の交通事故死者のうち、76.4%が高齢者となっています。

これらのことから、第4次計画では、各種教室の実施や参加の呼びかけを継続するとともに、道路管理者等と連携し、防犯、交通安全及び防災の3つの観点から通学路等の安全点検を継続していくことが必要です。

また、子どもの安全を確保するためには、社会情勢、犯罪や虐待の発生状況等に応じて、行政が必要な情報をキャンペーン等を通じて広報し、その被害防止に取り組んでいくことが必要です。

さらに、DVやストーカー事案に関する広報啓発活動や、高齢者や女性に対する防犯教室、出前講座及び訪問活動の実施による防犯意識の醸成、障害者の特性に応じた情報の提供等により、女性、高齢者及び障害者の安全確保を図っていくことが必要です。

4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する（重点目標4）

県民が安全で安心して生活していくためには、犯罪を企てる者が近づきたくない、あるいは犯罪をやめようと考えさせるような地域社会を構築することが重要であり、こうした生活環境の整備を促進していく必要があります。

第3次計画では、各種会議での助言やパンフレットの配布等により「犯罪の防止に配慮した道路等^{※38}の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知を行いました。

※36 放課後児童クラブ・・・児童福祉法に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等の適切な遊びや生活の場として、その健全な育成を図る施設をいいます。

※37 民生委員・児童委員・・・民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う方々をいいます。

※38 道路等・・・道路、公園、駐車場及び駐輪場をいいます。

また、事業者や地域活動団体等による道路美化作業(ゴミ拾い等)や道路照明設備の設置、街頭防犯カメラ等設置補助金による防犯カメラの設置促進の取組によって、犯罪の防止に配慮した道路等の普及につながりました。金融機関^{※39}やコンビニエンスストア等での強盗対応訓練の実施等により、犯罪の防止に配慮した店舗等の普及も図りました。

しかしながら、強盗対応訓練の実施について、店舗により取組に差があることや「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」のリーフレットの周知が未だ十分でないことが課題となっています。

第4次計画では、引き続き、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知に取り組むことが必要です。

また、公共の場所における街頭防犯カメラ等設置支援事業の促進や深夜小売店舗^{※40}との連携強化により、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進することが必要です。

5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

(重点目標5)

当県では、30年以内に70~80%の確率で南海トラフ地震が発生すると予想されており、大規模災害対策は県全体で取り組むべき事項です。ひとたび大規模災害が発生すると、無人となった民家や商店を狙う窃盗事案の増加や、被災地やその周辺への不法投棄事案、義援金等を騙った詐欺事案等、混乱に乗じた犯罪の発生が予想されるため、災害が発生した際は、防災活動と同時に、県民が安全で安心して暮らせるよう、防犯活動に取り組む必要があります。

第3次計画では、市町村が作成する防災復興等の計画に、「防犯の視点」を反映した取組を盛り込むよう働きかけてきました。また、市町村担当者会や自主防災組織の研修会において、大規模災害時の防犯の視点の重要性を周知するなど、市町村や自主防災組織による防犯対策を支援してきました。

しかし、全世界的な新型コロナウイルス感染症拡大に代表されるような社会情勢の変化や、地震のみならず、災害の種別により執りうるべき防犯対策が異なること、地域性(都市部、中山間など)に応じた防犯対策の推進が必要なこと、更には、遠隔地に住んでいる、移動の手段が乏しい等、教室やイベントに参加しづらい方への啓発活動等の課題も残っています。

したがって、第4次計画では、引き続き市町村や防犯活動団体等への支援に取り組むとともに、防犯の視点を反映した取組を更に普及させていくことや、自主防災組織等の研修会の実施を通じて、日頃の防犯活動への参画を働きかけることが必要です。

※39 金融機関・・・銀行、信用金庫、労働金庫、貸金業者などをいいます。

※40 深夜小売店舗・・・午後10時から翌日の午前5時までに営業している小売店舗をいいます。

第3章 計画の目標及び基本的な方向

第1 計画の基本目標

県民、事業者及び地域活動団体の行う自主的な防犯活動を促進するとともに、犯罪の防止に配慮した地域の生活環境の整備を促進することにより、県民や本県を訪れる人全てが犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現することを基本目標とします。

第2 計画の基本的な方向

計画の基本目標を達成するため、前章の第3に掲げた課題に対応した5つの『重点目標』を定めるとともに、重点目標ごとに設定した『基本的方策』に沿って、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ります。

第3 計画の取組体系

1 重点目標

- ◎目標1 「県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する」
- ◎目標2 「県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める」
- ◎目標3 「高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する」
- ◎目標4 「犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する」
- ◎目標5 「南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する」

2 基本的方策

(1) 重点目標1の基本的方策

- ◎方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める
- ◎方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

(2) 重点目標2の基本的方策

- ◎方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる
- ◎方策2 日常の生活の場におけるネットワークをつくる
- ◎方策3 将来を見据えたサイバー空間における被害を抑止する取組を促進する
- ◎方策4 特殊詐欺による被害を抑止する取組を推進する

(3) 重点目標 3 の基本的方策

- ◎方策 1 学校や通学路等における児童等の安全を確保する
- ◎方策 2 子どもの安全を確保する
- ◎方策 3 高齢者、障害者、女性の安全を確保する
- ◎方策 4 観光旅行者等の安全を確保する

(4) 重点目標 4 の基本的方策

- ◎方策 1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する
- ◎方策 2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する
- ◎方策 3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する

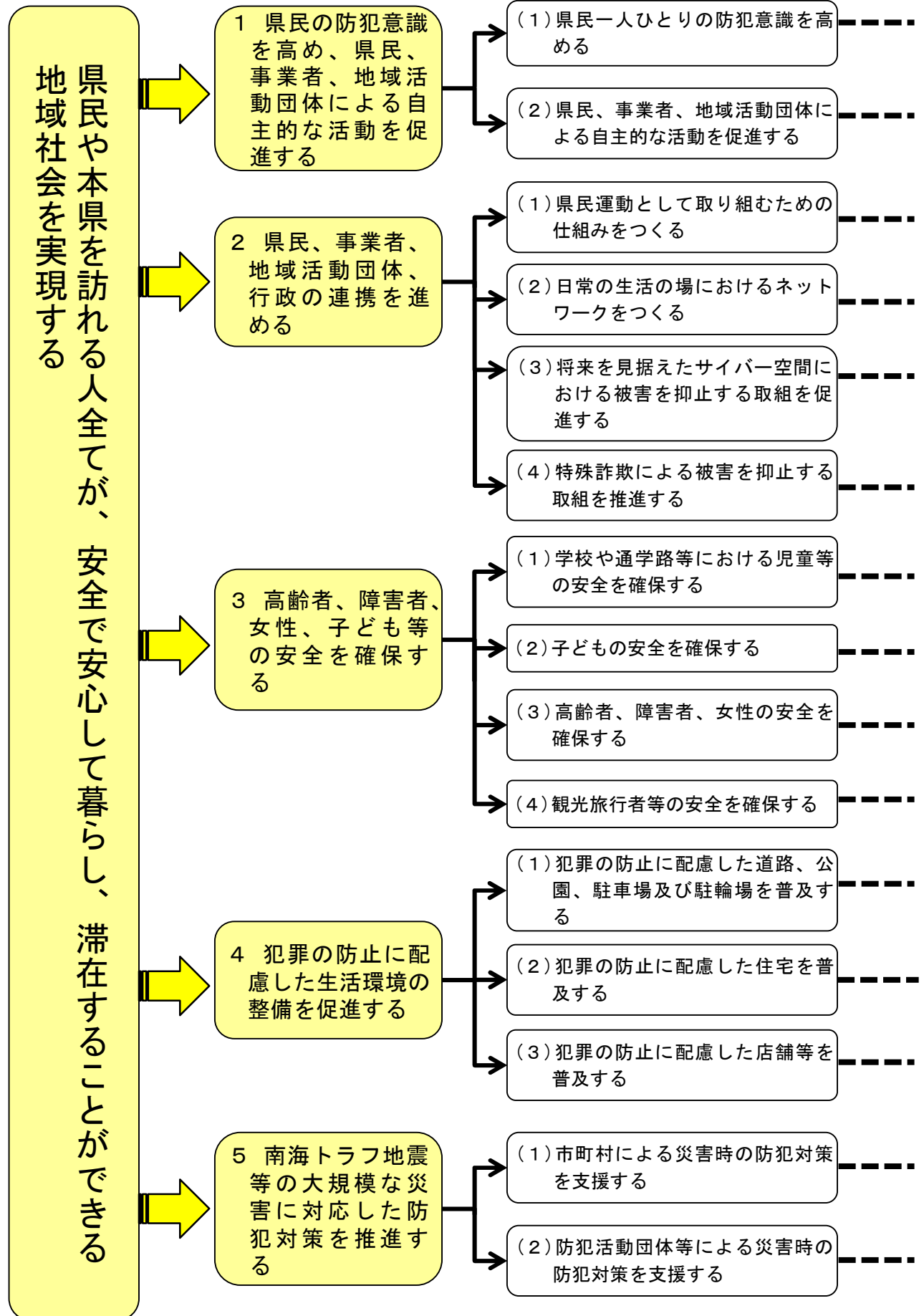
(5) 重点目標 5 の基本的方策

- ◎方策 1 市町村による災害時の防犯対策を支援する
- ◎方策 2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する

【基本目標】

【重点目標】

【基本的方策】



【具体的な取組事項】

- > ①広報・啓発の充実 ②犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供
- > ①広報・啓発の充実 ②情報共有の促進 ③防犯活動団体に対する支援
④防犯活動を担うリーダーの育成 ⑤事業者による活動の促進
⑥高齢者による活動の促進 ⑦幅広い世代の地域活動への参画の促進
- > ①広報・啓発の充実 ②全県的な推進体制の強化
③地域における推進体制づくりに対する支援 ④市町村に対する支援
⑤暴力団を許さない社会づくりに対する支援
- > ①ネットワークづくり
- > ①広報・啓発の充実 ②情報共有の促進
③サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成
- > ①広報・啓発の充実 ②情報共有の促進
③事業者との協力関係の確立及び支援
- > ①児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言
②安全確保体制づくりの促進 ③児童等の見守り活動等の推進
④児童等への安全教育の充実 ⑤防犯環境整備の促進
- > ①広報・啓発の充実 ②子どもたちを健やかに育てる取組
③子どもを児童虐待から守るための取組
- > ①広報・啓発の充実 ②高齢者や障害者の見守り活動の推進
③虐待防止活動の推進 ④女性の犯罪被害防止に関する取組
⑤高齢者を交通事故から守るための取組
- > ①安全情報の提供 ②従業員等に対する防犯教育の促進
- > ①道路等の構造、設備等に関する指針の周知
②道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備
③防犯カメラの設置の促進
- > ①住宅の構造、設備等に関する指針の周知
②住宅の安全に関する情報の提供 ③公営住宅の防犯指針に基づく整備
- > ①金融機関に対する啓発 ②深夜小売店舗に対する啓発
- > ①地域の防災計画への「防犯の視点」の反映
②地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発
③発生前の備え及び発生後の対応への支援
- > ①防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援
②自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ